

受理官庁 AM	アルメニア共和国知的所有権局	附属書 C AM
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アルメニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又は連邦知的所有権行政局（Rospatent） （ロシア連邦）	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 ¹ 又は連邦知的所有権行政局（Rospatent） （ロシア連邦）	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：アルメニア・ドラム（AMD）及び米国・ドル（USD）	
送付手数料	AMD 32,000	
国際出願手数料 ²	USD 1,453	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ²	USD 16	
調査手数料	附属書D（EP）又は（RU）参照	
優先権書類の手数料	AMD 10,000	
優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)）	AMD 10,000	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がアルメニアに居住している場合 要，出願人がアルメニアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	アルメニア居住者	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	

1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

2 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。